

船舶等の対応措置（津波襲来時）

【宮崎港、内海港、油津港、外浦港、福島港】

勧告区分	船舶等の対応措置	
	大型船・中型船（工事・作業従事船を含む）	小型船
警戒勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船舶は、荷役、給油、工事・作業を中止し、係留避泊または港外退避すること。 2 時間的余裕のある範囲内で資機材等の流出防止対策を行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 港内着岸船 陸揚げ固縛又は係留強化の後に陸上避難すること。 ただし、避難海域まで避難できる時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮すること。 2 航行船及び錨泊船 着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後に陸上避難又は港外退避すること。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 荷役、給油、工事・作業等を中止すること。 2 避難海域に避難できる時間的余裕がある場合等、港外退避可能な船舶は速やかに避難すること。 3 津波来襲まで時間的余裕がない場合等、港外退避できない船舶は港内避泊、係留避泊又は陸上避難のうち最善の措置をとること。 4 時間的余裕がある範囲内で資機材等の流出防止対策を行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 港内着岸船 <ul style="list-style-type: none"> ① 津波来襲まで時間的余裕がある場合 ・陸揚げ固縛又は係留強化の後に陸上避難すること。 この場合において、避難海域に避難できる時間的余裕がある場合は、港外避難についても考慮すること。 ②津波来襲まで時間的余裕がない場合 ・直ちに陸上避難すること 2 航行船及び錨泊船 <ul style="list-style-type: none"> ①津波来襲まで時間的余裕がある場合 ・着岸のうえ陸揚げ固縛、係留強化の後に陸上避難又は港外退避すること。 ②津波来襲まで時間的余裕がない場合 ・着岸のうえ陸上避難又は港外避泊すること。

小型船舶： 漁船、プレジャーボート等のうち、港内において陸揚げできる船舶（造船所に陸揚げ中の船舶、及び津波等により港外退避した場合に、津波の影響がなくなるまで港外待機ができる船を除く）。

中型船： 大型船及び小型船以外の船舶。

大型船： タグボート等の補助を必要とし単独で出港が困難な船舶。（例 木材チップ専用船、大型客船）

陸上避難： 船舶での退避に高い危険が予想される場合に、可能な限り船舶の流出防止、及び危険物の安全措置をとった上で、乗組員等が陸上の高い場所に避難することをいう。

陸揚げ固縛： 小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛することをいう。

係留強化： 係留索巻きドラムのブレーキ増し締め、もやい・防舷物等の増強又は錨の使用等により、船舶が流出しないように係留を強化することをいう。

係留避泊： 係留強化及び機関の併用等により係留状態のまま船内にとどまり、津波に対抗することをいう（この場合において、陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮するものとする。）。

港内退避： 船舶が港内の係留施設以外の海域にて、錨、機関、スラスターを使用して津波に対抗することをいう（小型船にあっては、流速が遅い海域にて津波や漂流物を避航することを含む。）。